◆第2回事業用自動車健康起因事故対策検討会(平成28年2月18日)

日本通運の健康起因事故防止に向けた運転者に対する健康管理の取組

- ■定期健康診断以外の検診補助及び定期健康診断等検診結果を踏まえた対応
 - ・定期健康診断の他、35、40、45、50、55、60歳の節目者に対し人間ドックの受診を推奨し、受診者には検診費用の一部を補助
 - ・人間ドックのオプションとして、45、50、55、60歳の希望者に脳検査(MRI、MRA)を実施し、受診者には費用の一部を補助
 - ・40歳以上の従業員に対し、大腸がん検診および胃がん検診を実施
 - ・検診結果を踏まえ、精密検査が必要な者に対しては、専門医による検査・治療を指導
 - ・産業医により運転業務に従事することが適当でないと判断された場合は、他の適当な業務に従事させる
- ■SASスクリーニング検査の実施
 - ・定期健康診断時のSASの問診
 - ・選任運転者に対し、5年ごとにSASスクリーニング検査(検査機器による簡易検査)を実施 精密検査が必要である者について、専門医による検査の受診を指導 乗務の可否は専門医または産業医の判断による
- ■保健指導員の配置
 - ・支店に保健指導員を配置し、従業員に運動・保健・栄養・メンタルヘルス等の指導を実施
 - ・過重労働による健康障害の防止対策として、長時間労働者に対する面接指導を実施
- ■点呼執行時の健康確認
 - ・顔色や動作等、外見に注意して、「Face to Face」の日々の乗務前点呼を実施 身体の状態、薬の服用の有無、睡眠時間、眠気の有無、疲労の度合い等を運転者にヒアリング
 - ・日々の乗務後点呼においても、同様の健康状態をヒアリングし、次回の乗務に支障がないかを確認